「佐倉市景観計画 (案) について」に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成27年10月23日(金)から
	平成27年11月 6日(金)まで
意見募集結果	意見提出者数 1名
思兄券朱祏木 	意見数 3件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 1件
	原案のとおりとしたもの 2件

(2) 意見の内容と市の対応

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正 の有無
1	届出の必要な項目で、建築物について全国輪切りのマンセル値であり、とても新町らしいとは言えない。	新町地区の色彩基準につきましては、地区内の建築物とそれらに用いられている様々な外装材料の現地調査を行い、課題を分析したうえで設定していることから、原案どおりといたします。	無
2	遵守事項となっていて、形 式的な色判断になってはいけ ないので、景観審議会で決定 する為などの前向きな法案で なくてはならない。 最低でも但し書きが必要で ある。	景観形成基準への適合につきましては、「ただし、市が良好な景観形成に資すると認めたものについては、この限りではありません。」と適用除外を設けておりますが、ご意見を参考に、「ただし、景観アドバイザーや景観審議会の意見を踏まえながら、市が良好な景観形成に資すると認めたものについては、この限りではありません。」に修正いたします。	有
3	色は材質によって全く違う のであるが、コンサルのワー クショップでは、材質との相 関が全く、検討されておらず、 手落ち又は、他地域の焼直し と解す以外にない。	様々な事例が想定される色と材質の関係性につきましては、運用時に、景観アドバイザーなど専門家のご意見を踏まえながら個別協議で対応するのが最も効果的と考えられるため、原案どおりといたします。	無